

令和8年度 いきいき市民福祉基金助成事業のご案内



❖ 助成の対象事業

民間団体等が実施する自主的な福祉活動のうち、新たに始める事業又は既に実施している事業を拡充することにより新たな効果が期待できるもので、次に掲げる事業に対して助成を行います。

①在宅福祉の充実に寄与する事業

在宅の高齢者・障がい者を対象に地域で進められている福祉サービス活動の援助に対し、その振興に必要な事業資金を助成します。

例)高齢者・子育てサロン拡充のための備品購入

②高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業

高齢者の生きがい対策として、文化・スポーツ・芸術などに親しむための事業や軽設備資金及び、高齢者の自立を促進するための先駆的な活動に対して助成します。

例)老人クラブにおける介護予防に向けた各種取り組みのための用具購入

③障がい者の社会参加と自立促進に寄与する事業

障がい者がスポーツに親しむための各種事業や軽設備資金及び、障がい者の自立を促進するための機能回復及び社会復帰訓練や就労に関する先駆的な活動に対して助成します。

例)各種障がい・難病の理解を目的としたワークショップ・研修会の開催

④ボランティア活動の促進に寄与する事業

ボランティア活動を振興するための学習及び研修会及び、ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業及び必要な機材の購入に対して助成します。

例)民生委員児童委員活動 PR のための用具(のぼり旗・エプロン等)購入

⑤児童福祉の向上に寄与する事業

児童・生徒の福祉教育を進めるために役立つ民間の活動及び研究に対して助成します。

例)中・高校生、青年交流レクリエーション行事の開催、子ども食堂の備品購入

⑥その他、地域福祉の推進に寄与する事業

校区社協をはじめとする地域団体が行う住民参加が期待できる独創的、実践的な活動に対して助成します。

例)自治会における自主防災活動のための備品購入

※ただし、次の事業又は団体は助成の対象となりません

- ❖ 地方公共団体が事業の実施主体として行う事業
- ❖ 営利を目的とする事業
- ❖ 個人に金品を支給する事業
- ❖ 国、県又は市の補助事業
- ❖ 熊本県地域福祉基金又は熊本県社会福祉振興基金の助成を受けた事業
- ❖ 共同募金、熊本善意銀行及び民間福祉団体等の助成を受けた事業
- ❖ 過去において、当該助成金を受けた団体



❖ 助成対象経費

報償費、消耗品費、光熱費、通信運搬費、賃借料、資材材料費、保険料、印刷製本費、備品購入費、修繕費など

※上記の項目であっても、団体運営費等は対象外となります

❖ 助成金額

助成金は、事業に直接必要な対象経費の4分の3以内の額で、1件につき30万円を限度とします。ただし、備品等の購入を目的とする場合の助成額は、10万円を限度とします。

※千円未満の端数は切り捨てとなります

❖ 助成期間

原則として、令和8年度に行う事業に対する単年度助成です。ただし、事業の運営状況に応じて3ヶ年度を限度に延長することができるものとします。

※延長する場合は、助成金額の累計は30万円以内とします

❖ 申請書の提出

所定の助成金交付申請書(様式第1号)に所要事項を記入し、添付書類を添えて社会福祉協議会本所及び各区事務所へご提出ください。

※申請書は熊本市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます

【その他添付書類】

- ①団体についての詳細がわかるもの:会則または規約、定款役員名簿、会員名簿等
- ②事業についての詳細がわかるもの:事業計画書、パンフレット等
- ③備品等についての詳細がわかるもの:見積書、商品カタログ等

❖ 申請書受付期間

9月1日から1月31日まで

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

❖事務局❖

〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27

電話:096-322-2331 FAX:096-359-1800

Email:info@kumamoto-city-csw.or.jp <http://www.kumamoto-city-csw.or.jp/>



❖中央区事務所 熊本市中央区新町2丁目4-27

TEL:096-288-5081/FAX:096-359-1800

❖南区事務所 熊本市南区城南町宮地1050

TEL:0964-28-7030/FAX:0964-28-8750

❖東区事務所 熊本市東区秋津3丁目15-1

TEL:096-282-8379/FAX:096-282-8389

❖北区事務所 熊本市北区植木町岩野238-1

TEL:096-272-1141/FAX:096-215-3909

❖西区事務所 熊本市西区小島2丁目7-1

TEL:096-288-5817/FAX:096-288-5917



～ お近くの窓口へ気軽にご相談ください ～